

水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及び その対象物質について 環境省



この度、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会は、水質汚濁防止法(以下水濁法)に基づく事故時の措置及びその対象物質について、報告案を取りまとめ、平成 23 年 1 月 24 日までパブリックコメントの募集を実施しました。

今回の報告案は、平成 22 年 5 月 10 日に公布された改正水濁法において新たに定められた事故時の措置の対象の追加等に関する専門的事項を取りまとめたものとなっています。

改正前の水濁法においては、水質汚濁の防止に係る項目としては「有害物質」と「油」について、事故時の措置等が適用されていましたが、特定施設から排出される「生活環境項目」については排出規制などで規制が係っていました。改正水濁法では、この「生活環境項目」について、事故時の措置の義務も適用し、「指定物質」については排出規制は適用されず、指定施設を設置した指定事業場に対して、事故時の措置の義務のみが摘要される事となりました。

また、指定物質の選定の考え方としては、実効性の確保及び事故の起こり易さ、過去の事故事例等の観点から、近年において発生した水質事故の原因となっている物質を対象とすることとしています。なお、今回選定した物質は、計 59 物質となっています。

同専門委員会では、今回のパブリックコメントに寄せられた意見を考慮し、報告案を最終的に取りまとめるとのことでした。

当社では、水質汚濁防止法に基づく環境基準項目の分析や地下浸透水規制項目、排出基準項目の分析についても、長年の経験と実績があります。最新情報のお問合せと共にお気軽にご相談ください。

資料 2010 年 12 月 24 日付 環境省 報道発表資料
2010 年 12 月 24 日付 EIC ネット

化学分析箇所 清水圭介